

コメントの概要及びコメントに対する中小企業庁の考え方

番号	コメントの概要	中小企業庁の考え方
1	<p>過去に事業に失敗した者が、新たな事業を開始するにあたり、金融機関に融資を相談する場合、過去の経歴や事故歴等を明らかにすることは稀で、むしろ融資条件や融資手続きを有利に進めるために、事業の失敗を前提とした再挑戦支援保証に係る融資ではなく、通常の融資にて相談することが一般的です。</p> <p>また、金融機関においては、逐次データベースを整備しているものの、事故発生時点で取引がない者まで、管理対象としていないことから、相談者から自発的に申し出がなければ、過去の失敗の事実を確認することはできません。</p> <p>このため、過去に事業に失敗した者への支援実績を正確に把握・集計することは事実上困難で、また、再挑戦支援保証の融資相談は上記のとおり極めて限定的であることから、事業再生への取組みをはかるものさしとして、「再挑戦支援保証の利用実績」は、必ずしも実態を反映しているものでないと考えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、再挑戦支援保証は、信用保証協会による再チャレンジをサポートする際の資金調達手段の選択肢の一つであり、事業者の実状に応じた保証制度等にてサポートしていくことが重要であると考えます。</p> <p>一方で、事業者とよく会話をし、過去の失敗を活かした事業計画等を踏まえて、資金調達をサポートすることを目的としている再挑戦支援保証の活用を促していくことで、過去に破産等の経験をしている経営者への再チャレンジの後押しに繋がっていきたいと考えております。こうした取組等を通じて、新たに再チャレンジ可能な環境整備に努めて参りたいと考えております。</p>